

全国統一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 砕石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

能登半島地震から8カ月経過 政府は被災者の生活再建図れ

復興支援

奥能登地域は変わらず 震災復興へ力を尽くそう

北陸ダンプ

今年の元日に発生した能登半島地震から8か月が経ちました。石川県本部に結集するダンプ・労働支部の仲間たちが被災し、今なお仮設住宅での避難生活を余儀なくされている方もいます。県本部からの報告では、奥能登地域で未だに水道・電気などのライフラインが復旧せず、生活に

北陸ダンプ支部は、7月8月に行っている全国ダンプキャラバンを9月迄延長し、被災地である奥能登6市町にも要請行動をおこない、法12条団体の使用促進や被災者の支援、生活改善のための支援制度の拡充を求めています。全国の支援をお願いします。

1月1日に発生した石川県能登半島地震から8ヶ月が経ちました。地震で大きな被害を受けた奥能登地方の現状は全く変わりません。能登半島全域での長期断水、未だ水道も来ない、下水道の問題でトイレが使えない地域も多くあります。仮設住宅は希望数6,72

7戸の内ようやく79%の5,301戸が完成しましたが、依然多くの方が避難生活を余儀なくされています。家屋等の公費解体について、申請数23,409棟に対して、解体完了が6%・1,500棟、解体着手が20%・4,700棟と地域の復興にも避難者の生活再建にも大きな

な遅れを生じさせています。北陸ダンプ支部は、本年1月に策定された能登復興マニュアルで示された、被災家屋廃棄物が産業廃棄物扱いではなく、災害被災一般廃棄物扱いになるよう再三、要請行動を行ってきましたが、石川県はマニュアルを変更する気がなく、産業廃棄物協会に丸投

全国ダンプ 建設労働者の待遇改善へ 第3次担い手3法を改正

2024年通常国会において、政府は「建設業法、入契法、



被災地のボランティア活動に参加する全労連の仲間たち

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像			
国土交通省			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正			
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労働者への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用(変更契約)	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
	生産性 向上	●ICT活用(データ活用・データ連携) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入)	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 - 公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) - 誘導的手法(叩き、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 - 民間工事を含め最低ルールの上上げ(ボトムアップ) - 規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

国土交通省資料

品確法」の一体的改正をおこないました。最大の目的は、建設労働者の処遇改善措置を本格的に進めることです。建設業法の改正では「適正な賃金確保と適正工期の設定(労働時間規制)です。国交省が「適正な労務費の基準」を定め、業者間での見積もり・契約締結の禁止と違反者への勧告処分を行います。ダンプなど一人親方労働者への適用については明らかにされていませんが、5月の本省交渉や各地のダンプキャラバン行動においても否定する回答はありません。今後はダンプの就労においても書面契約を交わすことなど、変化を作り出す努力が求められます。

改正品確法(議員立法)は、公共工事の品質を確保することを目的にダンピング受注防止、契約の適正化を図る事で、今後は運用指針が策定されます。8月に各地方整備局で説明会が実施されました。

辺野古新基地建設工事 左折巻き込み事故発生

緊急要請

沖縄防衛局へ要請行動 安全対策の強化求める

沖縄ダンプ

沖縄ダンプ支部は8月8日、沖縄県・沖縄県警本部・沖縄総合事務局運輸部・同開発建設部の4カ所に要請を行いました。

今回は現場の組合員4名が参加して実施しました。

交渉では全国ダンプ部会森谷顧問が『12条団体等』について資料に基づきながら丁寧に説明し、使用促進闘争についての理解を求めました。

翌日9日には、初めて防衛省沖縄防衛局にも要請しました。きっかけは、名護市辺野古の新基地建設に使用される

土砂搬出が行われている同市安和棧橋前の路上において6月28日に抗議活動の女性と警備員がダンプに巻き込まれるという事故が発生したためです。女性足は骨折する重傷、警備員は不幸にも死亡しています。

この事故は現場の搬出効率を上げるため、これまで1台ごとの搬出を2台同時に搬出させ、右側のダンプ運転手からは左側を確認できない状態で発進させた結果、痛ましい事故が起きてしまいました。数カ月前から現場の運転手

たちは、2台同時搬出は危険であると会社や警備員に対し問題提起していましたが、会社は「上(防衛局)からの指示だから」と改善を拒否したとのこと。キャラバンの時に沖縄防衛局に確認したところ「指示はしていない」と回答しています。

事故の翌日から8月22日まで工事はストップしていましたが、沖縄防衛局は原因が明らかになっていない中、抗議者の通行をネットフェンスで遮断して搬出を再開しています。一方、県警が捜査中で原

因究明がされていないにもかかわらず、事故以前の1日300台から3倍の900台が搬出されています。組合が指摘した2台同時搬出から1台搬出に戻して工事は再開されていますが、安全対策が十分なままではまた事故が起きる可能性があります。

今回の要請行動については、

マスコミ各社からも注目を集めました。「琉球放送、NHK沖縄、琉球新報、赤旗」が同行取材をしました。翌日以降に各社が報道し、部会が示した左折時の死角の危険性を紹介し、安全対策を怠り、強引に建設工事を進めてきた政府の姿勢を取り上げました。

今後支部では、県労連と共にダンプ労働者への適正な賃金の支払いや交通安全対策など事故の再発防止を求めて要請行動を実施していきます。

キャラバン回答

使用促進措置を徹底し ダンプの低単価改善へ

「本省から出された『指導事項の周知徹底』文書は7月3日付けで発出し、指導の徹底を各職員に周知徹底を計っている。ダンプ規制法に基づく法12条団体等の使用促進を徹底していく」

「『入札者に対する指示書』において、国と同じ指導事項で指導している。工事契約後現場代理人に対し、同じ指示書を手交し、記載内容の遵守を図るよう指導している。」

(近畿地方整備局)

「各受注者を指導し、周知徹底している。」

(中国地方整備局)

「各事務所へ工事請負契約現場説明書の指導事項を遵守するよう、現場事務所や監督官会議等で受注業者への指導を徹底している。」

(沖縄開発局)

「県建設職人基本計画を策定し、一人親方特別加入の加入を促進している。」

(大阪府)

「国において定められている。広島県としても建設産業ビジョンを作成し、労災保険の加入を進めている。」

「『大阪府建設職人基本計画』で一人親方労災保険について加入促進を周知徹底している。当市もとりくんでいる。」

「大阪市入札参加資格を承認した各事業者へ文書を通じて、『建設労働者の雇用にあたっては、建設業退職金共済制度の履行に努めること』と同文書に記載し指導している。」

「国作成の社会保険に関するパンフレットを受注者に配布し、労災保険の加入についても周知徹底を図る。」

(大阪府)



1人親方労災保険の加入促進と建退共証紙の貼付徹底を求めました。(8月26日広島県庁)

「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領に従い、受注者に指導している。また、ダンプ規制法第12



部会の交通安全運動を紹介し、再発防止と安全対策の強化を求めました。(8月9日沖縄防衛局)



国と同じ指導事項を記載し、ダンプの交通安全対策の実施を求めました。(8月21日大阪府庁舎)